

議題3資料 介護予防事業について

1 特定高齢者把握事業について

平成20年4月～11月 生活機能評価実施者

(平成20年12月12日現在、医療機関健診11月受診者分は含まず)

(人)

生活機能評価票 実施者総数		6, 167
特定高齢者の候補者の選定	1.～20で10項目以上該当	136(11.5%)
	運動5項目(6～10)が3項目以上該当	573(48.4%)
	栄養2項目(11、12)が該当	94(7.9%)
	口腔3項目(13、14、15)が2項目以上該当	747(63.0%)
	実人数(総数に占める割合)	1,185 (19.2%)
特定高齢者の決定	①運動器の機能向上	441(*50.5%)
	②栄養改善	130(*14.9%)
	③口腔機能の向上	567(*64.9%)
	④閉じこもり	75(*8.6%)
	⑤認知症	495(*56.7%)
	⑥うつ予防	396(*45.4%)
	実人数(総数に占める割合) (*は特定高齢者数に占める割合)	873 (14.2%)

平成20年度から生活機能評価の実施方法が変更になり、介護保険第一号被保険者で要介護・要支援の認定を受けていない人は、特定健診及び後期高齢者健診と同時実施し、社会保険加入者等は基本チェックリストを市が送付し、特定高齢者の候補者に該当した場合生活機能評価を受診していただくことになりました。

(別紙1「生活機能評価について」参照)

2 特定高齢者を対象とした通所型介護予防事業について

(別紙2「平成20年度介護予防事業」参照)

3 一般高齢者を対象とした事業について

(別紙2「平成20年度介護予防事業」参照)

4 介護予防体操の普及啓発について

(別紙2「平成20年度介護予防事業」参照)